第2回経営検討委員会

豊橋市上下水道事業 2025年1月31日 (金) 10:00~

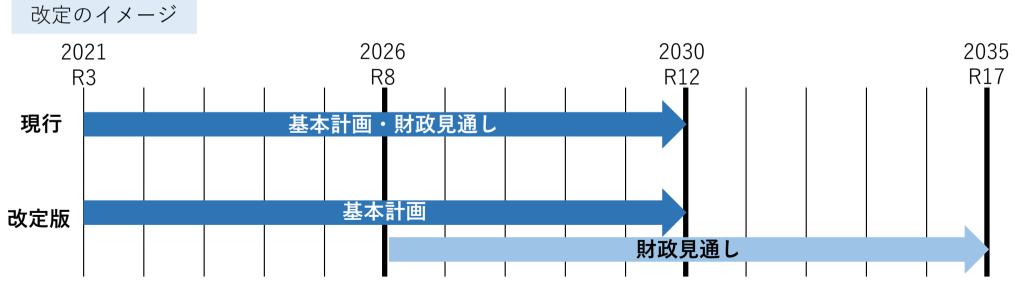
議題(2)「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案・・・・2
議題(3)料金/使用料改定の考え方・・・・32
その他(1)来年度のスケジュール・・・43
参考資料・・・44

議題 (2)

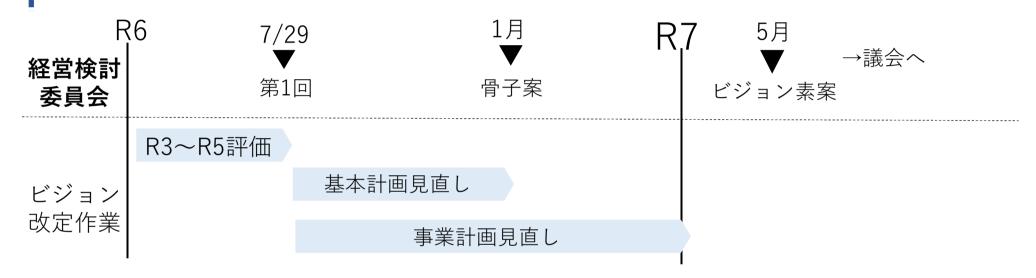
「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」 の骨子案について

上下水道ビジョンとは

- 令和3年度から12年度までを計画期間とする中長期経営計画
- 上下水道事業の目標とする姿を実現するため、取り組みの方針や財政計画を定める。
- <u>中間地点(令和7年度)で見直しを行う。</u>



本日の議題について



<ビジョンの構造>



議題(2)「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」骨子案 **序章**

骨子案P4,5

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(序章)

位置づけ・計画期間・進捗管理

位置づけ(変更なし)

- 第6次豊橋市総合計画の「個別計画」 (同時期に改定予定)
- 豊橋市公共施設等総合管理方針の「個別計画」(同時期に改定予定)
- 豊橋市上下水道局における「経営戦略」

(国が公営企業に策定を求めるもの)

計画期間(変更なし)

令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とします。

進捗管理(変更なし)

基本計画において指標と目標値を設定し、取り組み、指標及び収支状況について、 毎年度進捗の確認を行います。

基本理念

変更なし

未来へ引き継ぐ豊橋の上下水道

- とどけます きれいな水を みんなの元へ -
- かえします きれいな水を みんなの海へ -
- − つなぎます きれいな水を みんなの未来へ −

時代や情勢が変化しても、事業を安定的に運営し、未来に引き継ぐ。

議題(2)「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」骨子案 事業の概要(現状と予測)

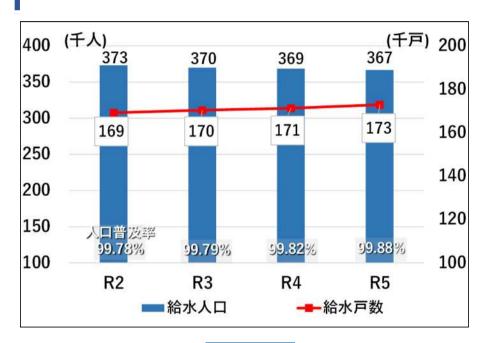
「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(事業の概要)

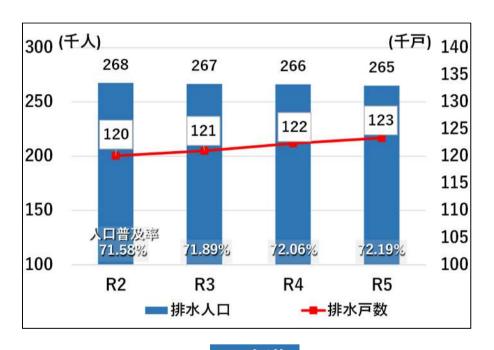
項目

項目	内容	水道	下水道
(1)事業内容	事業の内容、施設数、料金体系など	P8	P22
(2)経営及び施設 の状況	事業の状況に関する指標を、全国の他自治体と比較するもの。	P10	P25
(3)将来需要予測	人口や水量など、事業の需要に関する将来の予測	P13	P28
(4)現況と課題	事業が抱える課題や今後必要とされることがら	P15	P31

※将来需要予測は、令和6年度の決算や総合計画の予測などを踏まえて、さらに見直す予定です。。

人口・戸数の推移





水道

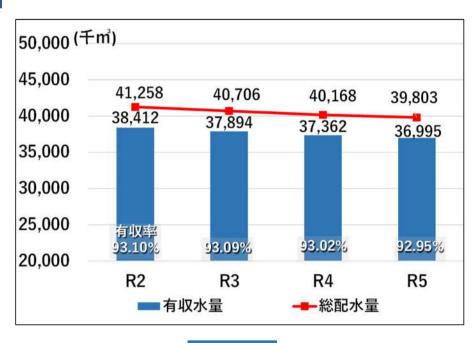
下水道

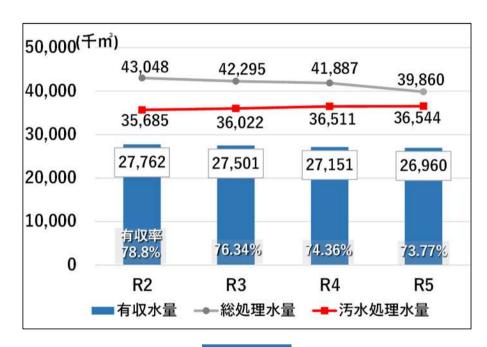
• 人口は減少傾向、戸数は増加傾向。

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(事業の概要)

骨子案P14,30

水量の推移

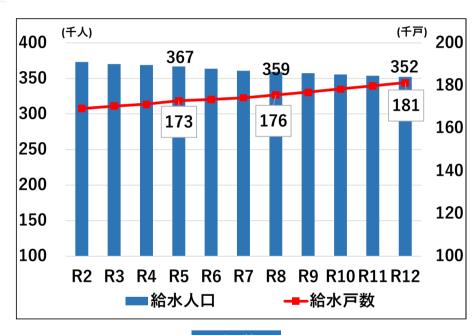


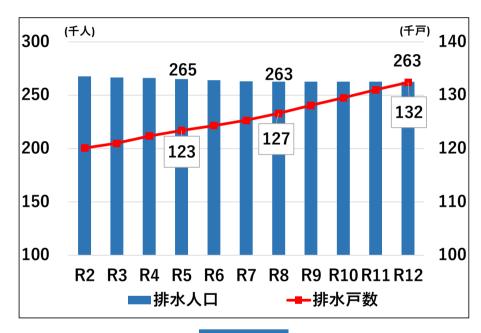


水道

- 収入の対象となる有収水量は減少傾向。
- 水道では配水量は減少、下水道では汚水処理水量は増加傾向。

人口、戸数の将来予測

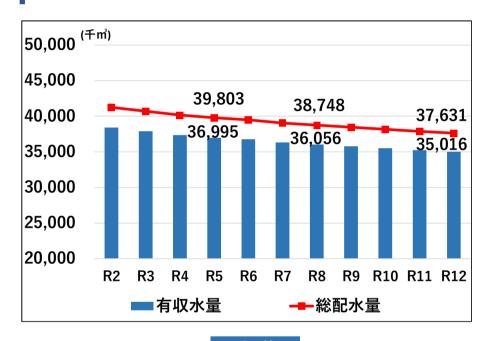


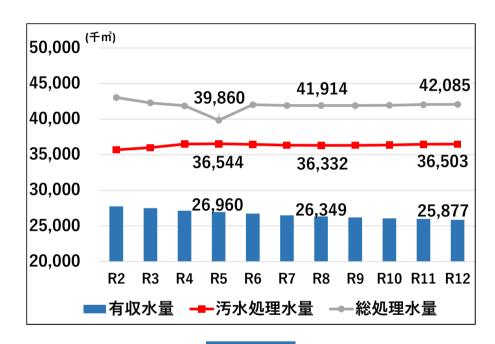


水道

- 人口は減少傾向だが、戸数は増加傾向であると予測。
- 下水道では、拡張事業の効果により横ばいとなる予測。

水量の将来予測





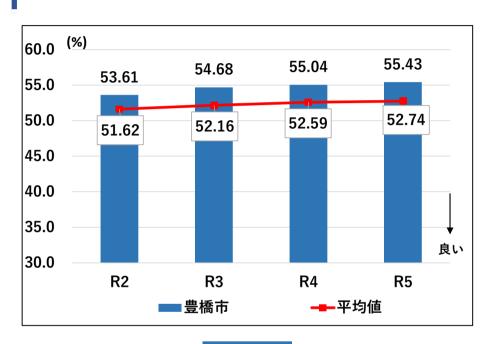
水道

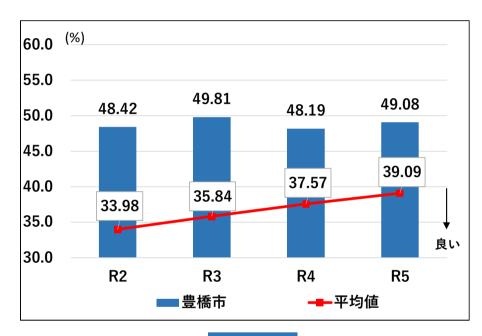
- 有収水量は、人口と同じくどちらも減少傾向であると予測。
- 水道では配水量は減少、下水道では汚水処理水量は横ばいであると予測。

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(事業の概要)

骨子案P12,27

減価償却率の全国比較(施設の老朽化)





水道

下水道

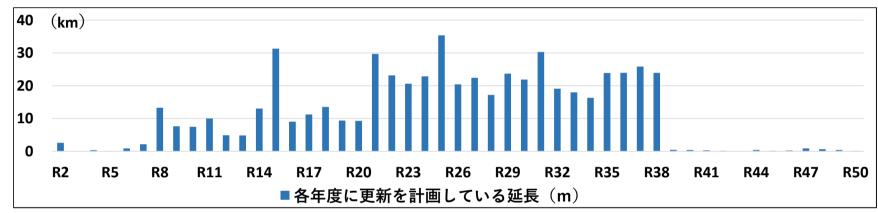
※平均値は、全国の類似自治体の平均値。

- 保有資産の耐用年数に対する経年率を示す。高いほど施設が古い。
- どちらも平均値を上回っている。
- 水道は上昇傾向。下水道は横ばい。

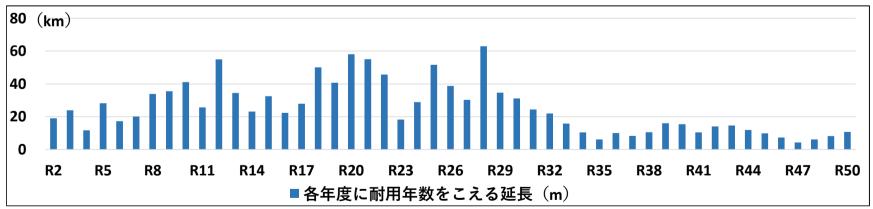
「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(事業の概要)

今後の老朽化の進行(施設の老朽化)

水道



下水道

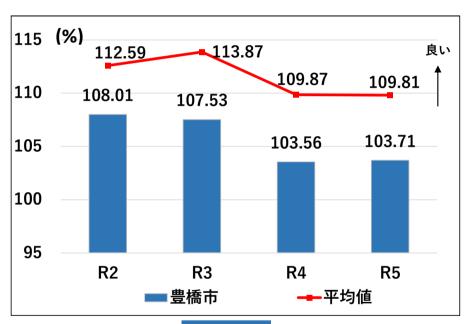


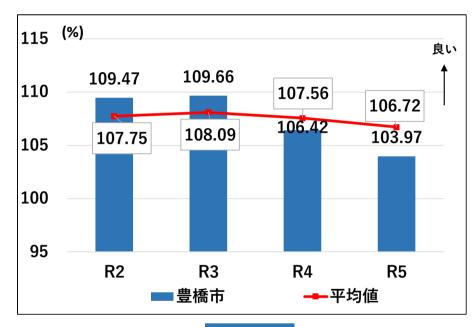
• 今後管路の老朽化はさらに加速する。

骨子案P10,25

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(事業の概要)

経常収支比率の推移(経営状況)





下水道

水道

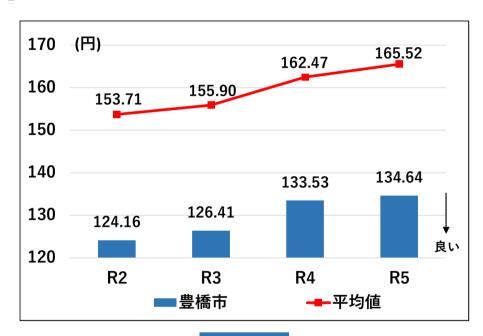
※平均値は、全国の類似自治体の平均値。

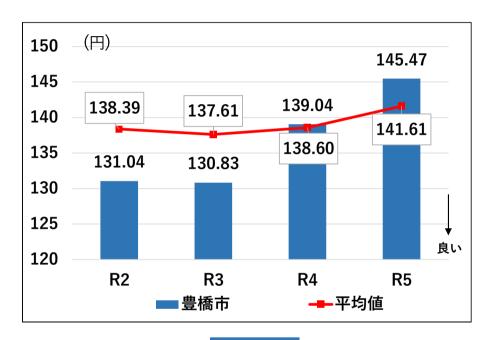
- 収入と支出の割合。100%以上が黒字。
- どちらも、損益が減少傾向にある。

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(事業の概要)

骨子案P11.26

サービス原価の全国比較(経営状況)





水道

- ※平均値は、全国の類似自治体の平均値。
- 1㎡の水を給水/処理するための原価。
- どちらも上昇傾向。
- 下水道では、令和4年度以降平均を上回る。

議題(2)「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」骨子案 事業の概要(課題)

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(課題) 課題のまとめ(共通)

項目	現状	現状に対する対応策
人口、水量需要	人口、水の需要は減少傾向。今後もその傾向が継続する見込み。	
施設の老朽化	• 老朽化対策は確実に進んでいるもの の、老朽化は進行。今後さらに加速 する見込み。	• 施設の計画的な更新、統廃合
施設の耐震化	• 上下一体を踏まえた耐震化などの災 害対策が必要。	・ 上下一体を踏まえた計画的な耐震化
経営	• 収入の減少、費用の増加により、 経営状況は厳しさを増している。	費用削減など経営の効率化料金/使用料改定の検討

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(課題) 課題のまとめ(事業別)

水道	下水道		
水質管理 ・ 有機フッ素化合物(PFAS)をはじめとした新たな検査項目に対しても随時対応が必要。	未普及地区の整備 ・ 汚水処理人口普及率は全国よりも低く、未普及地区への整備が必要。		
水の運用 • 3割の自己水源を維持するため、水質や水量の保全が必要。	浸水対策気候変動による影響を踏まえ、大雨時の内水被害(河川の氾濫に起因しない浸水被害)リスクの高い地区への施設整備が必要。処理場やポンプ場への浸水被害を防ぐ耐水化が必要。		

能登半島地震に対する国の動き

骨子案P15,31

上下水道地震対策検討委員会(国土交通省)の最終とりまとめ

能登半島地震の被害状況

- 耐震化していた施設では概ね機能が確保できていた。
- 耐震化していない基幹施設等での被害により、広範囲での断水や滞水が発生し、復旧が長期化した。

被害を踏まえた今後の地震対策のあり方

- 上下水道システムの急所となる施設(処理場、浄水場など)の耐震化
- 避難所など**重要施設**に係る上下水道管路(給水、排水)の一体的な耐震化

上下水道耐震化にかかる緊急点検

- 急所施設は、上下水道とも耐震化が全国で推進されていることが確認。(全国平均で約50%)
- 重要施設は、上下両方の耐震化が推進されていないことが確認。(全国平均で約14%)

「上下水道耐震化計画」の策定

令和6年9月に国土交通省から上下水道一体の耐震化計画の策定指示

能登半島地震を踏まえた本市の耐震化

骨子案P15.31

豊橋市のこれまでの耐震化

項目	水道	下水道
急所施設	• 浄水場等の耐震調査などを実施	• 処理場等の耐震調査などを実施
重要施設	• 重要施設に接続する管路を優先した耐震化を推進。	• 複数条件が重複する箇所を優先した"点" での管路の耐震化 (重要施設の下流かつ緊急輸送道路下)

豊橋市の今後の耐震化

- 上下水道一体の耐震化計画を策定し、計画的な耐震化の推進。
- 特に下水道の管路では、"線"でとらえた優先順位付けによる耐震化を新たに実施し、重要施設に接続する上下水道の管路の耐震化率を上げていく。

22

議題(2)「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」骨子案 **基本計画**

目標とする姿

変更なし

水道水の安定供給

施設の改良・更新が進み、安全で安心な水道水を安定的に供給できているとともに、災害時には被害を最小限にとどめ、早期に復旧できる体制が整っている。

下水道の整備

下水道未普及地区の整備や施設の改築・更新により、**汚水及び雨水 の適切な処理が行われ、**生活環境が向上し、三河湾の水質が保全されているとともに、地震や大雨による被害が軽減されている。

基本計画の体系

水道水の安定供給

- 1 安全・安心な水道水の安定供給
 ① 水道施設等の適正管理
 - ② 信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理
 - ③ 効率的な水運用
- 2 災害対策の推進
 - ① 水道施設の耐震化の推進
 - ② 災害対応力の強化
- 3 経営の効率化と安定的な事業運営
 - ① 経営基盤の強化
 - ② 人材の確保・育成
 - ③ 利用者サービスの向上
 - ④ 持続可能な社会形成への貢献

下水道の整備

- 1 下水の適切処理 ① 下水道施設の適正管理
 - ② 下水道未普及地区の整備
- 2 災害対策の推進
 - ①下水道施設の耐震化の推進
 - ② 雨水対策の推進
 - ③ 災害対応力の強化
- 3 経営の効率化と安定的な事業運営
 - ① 経営基盤の強化
 - ②人材の確保・育成
 - ③ 利用者サービスの向上
 - ④ 持続可能な社会形成への貢献

体系の新旧比較(水道)

現行ビジョン

- 1 安全・安心な水道水の安定供給
 - ① 浄水場等施設整備の推進
 - ② 水道管更新の推進
 - ③ 信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理
 - ④ 貯水槽水道の適正管理
 - ⑤ 効率的な水運用
- 2 災害時における供給体制の確立
 - ① 水道管耐震化の推進
 - ② 応急給水・応急復旧体制の強化
- 3 経営の効率化と安定的な事業運営
 - ① 経営基盤の強化
 - ② 資産の有効活用
 - ③ 技術継承の推進
 - ④ 窓口業務の充実
 - ⑤ 広報広聴活動の推進
- 4 広域連携の推進
 - ① 人材の育成
 - ② 業務の共同化

改定版

- 1 安全・安心な水道水の安定供給
 - ① 水道施設の改築・更新
 - ② 信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理
 - ③ 効率的な水運用
- 2 災害対策の推進
 - ① 水道施設の耐震化の推進
 - ② 応急給水・応急復旧体制の強化
- 3 経営の効率化と安定的な事業運営
 - ① 経営基盤の強化
 - ② 人材の確保・育成
 - ③ 利用者サービスの向上
 - ④ 持続可能な社会形成への貢献

体系の新旧比較(下水道)

現行ビジョン

- 1 下水道未普及地区の整備
 - ① 下水道未普及地区の整備
- 2 下水道施設の適切な維持管理
 - ① 下水道施設の計画的な改築・更新
 - ② ICTを活用した維持管理
- 3 環境負荷の軽減と下水道資源の利活用
 - ① 合流式下水道の改善
 - ② 処理水質の向上
 - ③ 未利用資源の利活用
 - ④ バイオマスのエネルギー利用
- 4 災害対策の推進
 - ① 下水道施設の耐震化の推進
 - ② 雨水対策の推進
- 5 経営の効率化と安定的な事業運営
 - ① 経営基盤の強化
 - ② 技術継承の推進と新技術の導入
 - ③ 広報広聴活動の推進
- 6 広域化・共同化の推進
 - ① 老朽化施設の統廃合
 - ② 業務の共同化

改定版

- l 下水の適切処理
 - ① 下水道施設の改築・更新
 - ② 下水道未普及地区の整備
- 2 災害対策の推進
 - ①下水道施設の耐震化の推進
 - ② 雨水対策の推進
 - ③ 災害対応力の強化
- 3 経営の効率化と安定的な事業運営
 - ① 経営基盤の強化
 - ② 人材の確保・育成
 - ③ 利用者サービスの向上
 - ④ 持続可能な社会形成への貢献

骨子案P18.34

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(基本計画)

取り組みの基本方針1

※下線は新規拡充の取り組み

水道

安全・安心な水道水の安定供給

①水道施設等の適正管理

- 老朽化した水道施設の計画的な改良・更新
- 基幹管路の複線化による供給ルートの確保
- 貯水槽水道の適正管理指導・助言 など

②信頼性の高い水質検査体制に基づく水質管理

- 水道GLP に基づく水質管理及び認定維持
- 新たな検査項目などに関する情報収集・対応

③効率的な水運用

• 自己水源の水質保全のための涵養運転

など

下水道

下水の適切処理

①下水道施設の適正管理

- 老朽化した下水道施設の計画的な改築・更新
- ロック機能のないマンホール蓋の取替
- 老朽化した下水道施設の統廃合

②下水道未普及地区の整備

- 橋良地区、牛川地区の下水道施設の整備
- 東三ノ輪地区における下水道施設整備の着手

骨子案P19,35

取り組みの基本方針2

※下線は新規拡充の取り組み

水道

災害対策の推進

①水道施設の耐震化の推進

- 南海トラフ地震に対応した耐震診断調査
- 重要給水施設を優先した管路の耐震化

②災害対応力の強化

- 「BCP」の定期見直し及び災害訓練の実施
- 住民合同防災訓練の開催
- 近隣自治体や事業者との協力体制の強化
- 被災地に対する応急給水及び応急復旧の支援
- 応急給水活動体制の強化

下水道

災害対策の推進

①下水道施設の耐震化の推進

- 急所/重要施設の下水道施設の耐震化
- 管きょ、マンホールの耐震化
- 処理場、ポンプ場施設の耐震化

②雨水対策の推進

- 内水被害の危険性の高い地区への施設整備
- 処理場等の被害軽減を図る耐水化
- 老朽化に伴う新たな合流雨水ポンプ場の建設

など

③災害対応力の強化

- ・ 「BCP」の定期見直しと災害訓練の実施
- 近隣自治体や事業者との協力体制の強化

骨子案P20,36

取り組みの基本方針3

※下線は新規拡充の取り組み

水道

経営の効率化と安定的な事業運営

①経営基盤の強化

- デジタル技術を活用した漏水調査及び施設点検
- スマートメーターの活用

など

②人材の確保・育成

- 外部研修参加による専門人材の養成
- 実践型の水道技術研修の実施

など

③利用者サービスの向上

- 情報発信や丁寧な利用者対応
- 広報活動・参加型イベント開催
- ICT等による利便性の向上

など

④持続可能な社会への貢献

• 東三河地域等への水道技術支援 など

下水道

経営の効率化と安定的な事業運営

①経営基盤の強化

• <u>新たな官民連携手法(ウォーターPPP)の導入</u>など

②人材の確保・育成

• 外部研修の参加による専門人材の養成

③利用者サービスの向上

- 丁寧な利用者対応
- 広報活動・参加型イベント開催
- ICT等による利便性の向上

など

④持続可能な社会への貢献

• バイオマス資源のエネルギー化

骨子案 P18~20.34~36

「上下水道ビジョン2021-2030(改定版)」の骨子案について(基本計画)

改定版での主な新規拡充事業

水道2-①

上下一体を踏まえた耐震化の推進

上下水道で連携し、重要施設につながる管路の耐 震化を推進します。

水道1-①

県と連携した小鷹野浄水場の更新

隣接した愛知県の施設との共同利用など、県の施設更新と連携し、小鷹野浄水場を整備します。

水道3-①

デジタル技術を活用した管路の維持管理

衛星データやAIを活用し管路の老朽化状況を把握 し、効率的効果的な維持管理を行います。

下水道2-①

上下一体を踏まえた耐震化の推進

上下水道で連携し、重要施設につながる管路の耐 震化を推進します。

下水道2-②

計画的な浸水対策の推進

浸水被害を軽減するための、気候変動を踏まえた 新たな計画を策定し、計画的な浸水対策を推進し ます。

下水道3-①

官民連携の推進

施設の維持管理(ウォーターPPP)や東三ノ輪地区の施設整備において、官民連携を推進します。

議題(3) 料金/使用料改定の考え方について

公営企業の会計の仕組み

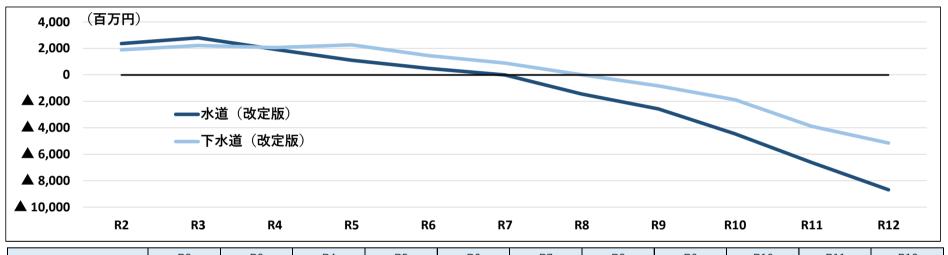
予算の構造(3つの財布)

官公庁予算 公営企業予算 【③資本的収支】 【②内部留保資金】 【①収益的収支】 老朽化施設の更新 日々の給水/処理 貯金 耐震化などの投資 にかかる収支 充当 利益 不足分 積立 料金/ 減価 施設 収 支 使用料 償却 整備費 利益 その他 収入 入 出 減価償却分 補助金 維持 の収入 管理費 借入 その他 借入 返済 (収入) (支出) (収入) (支出) ・①利益の計上→②貯金→③設備投資の流れ ・②が枯渇すると、投資や返済ができなくなるため、その前に改善が必要。

内部留保資金の推移

現状の試算では、水道事業は令和8年度、下水道事業は令和9年度に内部留保資金が枯渇

現行ビジョンでは、水道事業は令和6年度、下水道事業は令和5年度に内部留保資金が枯渇



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
水道(改定版)	2,365	2,804	1,927	1,100	481	1	▲ 1,442	▲ 2,570	▲ 4,458	▲ 6,629	▲ 8,687
下水道(改定版)	1,901	2,212	2,060	2,269	1,458	891	10	▲ 831	▲ 1,883	▲ 3,897	▲ 5,150
水道(現行)	2,365	1,722	793	57	▲ 550	▲ 1,205	▲ 1,996	▲ 2,791	▲ 3,643	4 ,501	▲ 5,347
下水道(現行)	1,901	1,032	791	4 4	▲ 616	▲ 1,922	▲ 2,436	▲ 3,051	▲ 3,763	▲ 5,663	▲ 7,526

財政見通しの見込み方法の概要

	項目		見込方法	内部留保資金 への影響
収益的	収入	水道料金/ 下水道使用料	ビジョン骨子案将来予測をもとに見込む	
	支出	人件費・物件費	毎年度1%の物価上昇を見込む 愛知県の受水費値上げも見込む(水道のみ)	利益の増減
		減価償却費	保有資産(今後の増加含む)に基づき見込む	
資本的	収入	企業債	上下水道ビジョン(改定前)の考え方を基本とし、 事業量等に応じて上乗せして借入	
		負担金(水道) 補助金(下水道)	(水道)過去実績を踏まえて見込む (下水道)事業費に応じた国補助金を見込む	不足額の増減
	支出	各事業費	各事業のビジョン事業計画に基づき見込む	

資本的支出の各事業計画の概要

水道事業

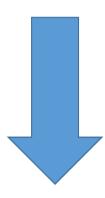
事業名	年度	概算事業費	概要
水道管整備事業	R7∼R17	284億円	水道管耐震化及び老朽管の更新
水道施設整備事業	R7∼R17	76億円	浄水場等の耐震調査および更新 小鷹野浄水場設備更新(中央監視等)

下水道事業

事業名	年度	概算事業費	概要
(拡張費) 東三ノ輪地区拡張事業	R7∼R12	14億円	未普及地区への下水道施設の整備
(再整備費) 総合地震対策事業	R7∼	79億円 (R7~R16)	管渠や処理場、ポンプ場の耐震化
(再整備費) ストックマネジメント事業	R7~	471億円 (R7~R16)	老朽化した管渠や処理場、ポンプ場の 更新
(再整備費) 野田地区施設再構築事業	R7∼R16	138億円	老朽化した野田処理場を解体し、新ポ ンプ場を建設

内部留保資金の改善の方法

- ・事業費の精査
- ・企業債の増額



それでも不足する場合

料金/使用料改定による増収が必要

料金(使用料)改定の流れ

- ①財政計画の作成
- ②算定期間の設定
- ③改定率の設定

改定による 増収総額を決定



料金/使用料体系の検討(使用者群ごとの賦課額)

②算定期間の設定(水道事業の例) ◆ 算定期間 → - - -

		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
3条	収益(料金)	5,985	5,987	5,981	5,988	5,992	5,999
	費用	6,330	6,410	6,528	6,631	6,720	6,826
	損益	▲345	▲ 423	▲ 547	▲643	▲728	▲827
4条	不足額	▲ 2,849	▲ 2,441	▲3,186	▲ 3,463	▲3,311	▲3,472
内部留保資金		▲ 1,442	▲2,570	▲ 4,458	▲6,629	▲8,687	▲10,949

- 算定期間=改定検討のための費用を算定する期間。
- 算定期間が長いほど不確実性が高い=改定率が高くなることが想定される。
- 3~5年とするのが一般的。

【前回改定時】 水道(S59) : 4年 下水(R1):3年

③改定率の設定 (水道事業の例)

← 算定期間 —	-
----------	----------

		2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
3条	収益(料金)	5,985	5,987	5,981	5,988	5,992	5,999
	費用	6,330	6,410	6,528	6,631	6,720	6,826
	損益	▲345	▲ 423	▲ 547	▲643	▲ 728	▲827
4条	不足額	▲ 2,849	▲ 2,441	▲3,186	▲3,463	▲3,311	▲3,472
内部留保資金		▲ 1,442	▲ 2,570	▲ 4,458	▲6,629	▲8,687	▲10,949

算定期間=「3年」とした場合、<u>ここが少なくともマイナスになる年度が</u>なくなるような、**料金収入の増加率=改定率**を設定する

今後の検討課題

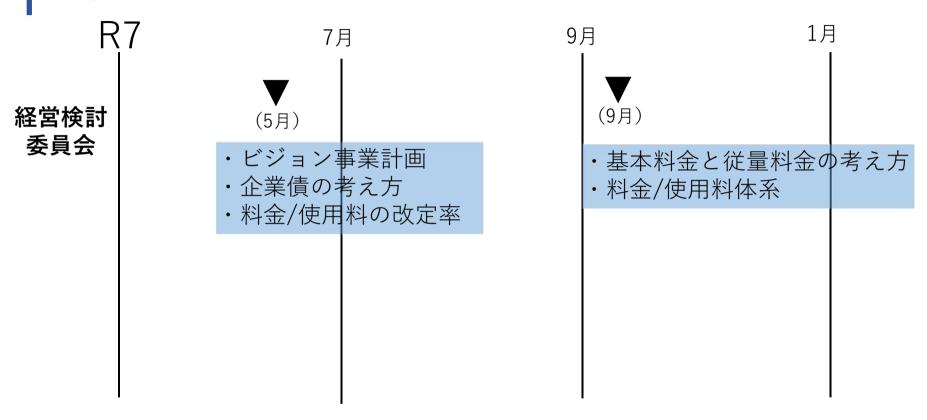
- ●課題1 財政見通しの精査
 - 資本的支出 持続可能な事業運営を行うための最適な事業計画であるか精査する必要がある。
 - 企業債の検討 各公営企業の裁量である企業債の借入について、適正な借入額を決める必要がある。

●課題2 「算定期間」及び「改定率」の設定

- 適正な算定期間を検討が必要である。
- 見通しの精査や算定期間の設定により、改定率の設定が必要である。

来年度のスケジュールについて

今後のスケジュールの予定について



- •委員名簿
- 設置要綱
- ・料金/使用料体系

経営検討委員会委員名簿

没職	氏名
豊橋農業協同組合 代表理事組合長	伊藤 友之
豊橋創造大学 准教授	若原 憲男
中京大学 准教授	○齊藤 由里恵
豊橋市民生委員児童委員協議会副会長	鈴木 由紀子
(公社) 東三河地域研究センター 常務理事	髙橋 大輔
豊橋商工会議所 常務理事	加藤 智久
豊橋女性団体連絡会	藤城 ひろみ
諸石公認会計士事務所	諸石 光代

経営検討委員会要綱(1)

第1条 豊橋市の上下水道事業の安定的かつ持続的な事業運営を図るため、豊橋市上下水道事業経営検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- **第2条** 委員会は、次に掲げる事項について、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)に意見、提言する。
- (1) 上下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (2) 上下水道事業の進捗状況に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項
- 第3条 委員会は、8名以内の委員で組織する。
- 2 委員は次に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。
 - (1) 市民および学識経験を有するもの。
 - (2) その他管理者が適当と認めるもの。
- 3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

経営検討委員会要綱(2)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第5条 委員会は、会長が招集する。
- **第6条** 会長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務課で処理する。
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

料金体系 (水道事業)

(税抜き)

メーターの 口径	月額基本料金
1 3 mm	5 3 0 円
2 0 mm	1, 450円
2 5 mm	2, 500円
3 0 mm	3, 900円
4 O mm	7,700円
5 0 mm	13,300円
7 5 mm	36,000円
1 0 0 mm	73,400円
1 5 0 mm	203,000円
2 0 0 mm	420,000円
2 5 0 mm	740,000円
3 0 0 mm	1, 180, 000円

用途区分	水量料金						
一般用	月10㎡ 以下	月10㎡超 20㎡以下	月20㎡超 50㎡以下	月50㎡超 100㎡以下	月100㎡超		
	2 8円/㎡	5 6円/㎡	9 2円/㎡	160円/㎡	2 4 0 円/m³		
臨時用	2 6 0 円/㎡						

前回改定:昭和59年4月1日

(例) 口径13mm/1か月20㎡使用

基本料金 530円

水量料金 840円 (10㎡×28円+10㎡×56円)

合計 1,370円 (税抜) 合計 1,507円 (税込)

使用料体系 (下水道事業)

<公共下水道事業>

(税抜き)

区分	基本使用料	超過使用料					
一般用	770円	月10㎡まで	月10㎡~20㎡	月20㎡~50㎡	月50㎡~ 100㎡	月100㎡超	
		10円/㎡	1 2 0円/㎡	190円/㎡	2 7 0円/㎡	3 0 0円/㎡	
臨時用		3 0 0円/㎡					

<地域下水道事業>

区分	基本使用料	超過使用料					
一般用	900円	月10㎡まで	月10㎡~20㎡	月20㎡~50㎡	月50㎡~ 100㎡	月100㎡超	
		10円/㎡	140円/㎡	2 2 0 円/㎡	3 1 0 円/㎡	3 5 0 円/㎡	
臨時用		3 5 0 円/㎡					

前回改定:平成31年4月1日

(例)1か月20㎡使用(公共下水道)

基本使用料 770円 合計 2,070円(税抜) 超過使用料 1,300円(10㎡×10円+10㎡×120円) 合計 2,277円(税込)